

# 重要事項説明書

## 1. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

社会福祉法人恒和会が開設する、ゆうわケアプランセンター（以下『事業所』という）が行う指定居宅介護の事業（以下『事業』という）の適正な運営及び利用者等に対する適正な居宅介護支援の提供を確保するために、人員及び運営基準に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員がその他の事業者を利用を申し込む者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

### 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し努めるものです。
- ② 事業の実地にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。また、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

## 2. 事業者の内容

### (1) 事業者

法人の名称	社会福祉法人 恒和会
法人所在地	山口県柳井市伊保庄字近長浜1番4
法人種別	社会福祉法人
代表者名	中村 雅彦
電話番号	0820-27-6001

### (2) 居宅介護支援事業所の指定番号

事業所名	ゆうわケアプランセンター
所在地	山口県柳井市伊保庄字近長浜1番4
電話番号	0820-27-6001
FAX番号	0820-27-0800
介護保険指定番号	3571200785

### (3) サービス提供地域

通常の事業の実施地域は、柳井市・上関町（白井田、四代、蒲井、中ノ浦は含まない）・平生町・田布施町の区域とします。ただし、離島を除きます。

(4) 事業所の事業者体制

(業務内容)

管理者 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

介護支援専門員 居宅介護支援の提供に関する業務を行います。

従業員の職種	員数	区 分				保有資格の内容	計	勤務体制
		常 勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
管 理 者	1		1			介護福祉士	1	勤務時間帯（8：20～17：20） 常勤で介護支援専門員と兼務
介 護 支 援 専 門 員	5	3	1	1		介護福祉士	5	勤務時間帯（8：20～17：20） うち1名は管理者と兼務

(5) 窓口開設時間

営 業 日	月曜日から金曜日（ただし、12月29日から1月3日までを除く）
営 業 時 間	8時20分～17時20分（緊急時には24時間対応いたします）

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連携・調整
- ③ サービス実地状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務
- ⑧ 介護保険施設等の紹介

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※利用者の介護保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて以下の金額（1ヵ月当たり）をいただき、「指定居宅介護支援提供証明書」を発行いたします。後日、居住地の市町の窓口にて提出することで、全額払い戻しを受けられます。

要介護1又は2（1月につき）	10,860円
要介護3,4又は5（1月につき）	14,110円

## (2) 加算料金等

①初回加算 (1月につき)	3,000円
②特定事業所加算Ⅱ (1月につき)	4,210円
③入院時情報連携加算Ⅰ (1月につき)	2,500円
④入院時情報連携加算Ⅱ (1月につき)	2,000円
⑤退院・退所加算Ⅰ (イ)	4,500円
⑥通院時情報連携加算 (1月につき)	500円
⑦R8.6.1から 介護職員等処遇改善加算	所定単位×2.1%

※同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数×95%を算定

## (3) その他の費用 (消費税を含みます)

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km未満は0円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km以上10km未満は110円
- ③ 通常の事業の実施時間を越えた地点から、片道おおむね10km以上を超える5kmごとに110円

## 5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

## 6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 7. 公正中立なケアマネジメント

利用者は、居宅サービス計画に位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

## 8. 入院時における医療機関との連携促進

入院時には、入院先の医療機関に事業所名と担当の介護支援専門員の氏名を連絡していただく必要があります。

## 9. 事故発生時の対応

- ① サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族及び市町、関係医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
- ② サービスの提供にあたって、損害の賠償が生じた場合には、誠意を持って次の保険会社にて対応いたします。

会社名 東京海上日動火災保険株式会社

## 10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のためのため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 12. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 硯谷 香里

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

## 13. ハラスメントへの対応

利用者やその家族の認知症等の病的な要因を考慮した上で、下記のような行為がありハラスメントとみなされる場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

<契約を解除する具体例>

暴力または乱暴な行動

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、殴るけるの暴力
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシャルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な言動
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・周囲に迷惑をかける言動
- ・無理な要求、対象範囲外のサービスの強要 など

#### 14. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用時間：月～金曜日 8時20分～17時20分
ご利用方法：【営業時間内】 電話 (0820) 27-6001
FAX (0820) 27-0800
苦情解決責任者：硯谷 香里 (管理者、介護支援専門員)
窓口担当者：加藤 和香子 (介護支援専門員)

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

柳井市	柳井市健康福祉部高齢者支援課 所在地：柳井市南町1-10-2 電話番号：0820-22-2111
平生町	平生町健康保険課 介護保険班 所在地：熊毛郡平生町大字平生町210-1 電話番号：0820-56-7115
上関町	上関町保健福祉課 介護保険係 所在地：熊毛郡上関町大字長島448 電話番号：0820-62-1777

山口県国民健康保険団体連合会	電話番号 (083) 995-1010
----------------	---------------------

#### 【苦情解決第三者委員】

- ・沖村 宏明 (住職、元民生委員) [電話番号0820-22-0614]  
〒742-1352 柳井市伊保庄小木尾上4351
- ・山中 孝之 [電話番号0820-23-8605]  
〒742-1351 柳井市旭ヶ丘11番4号
- ・吉田 佳子 (幼稚園園長) [電話番号0827-21-0725]  
〒740-0028 岩国市楠木町3丁目2-30

附則 この重要事項説明書は、令和2年(2020年)6月1日作成する。  
この重要事項説明書は、令和2年(2020年)10月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和3年(2021年)2月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和3年(2021年)4月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和3年(2021年)6月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和3年(2021年)12月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和4年(2022年)3月1日一部改定する。

この重要事項説明書は、令和4年（2022年）7月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和4年（2022年）9月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和5年（2023年）4月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和6年（2024年）4月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和6年（2024年）10月16日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和7年（2025年）11月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和7年（2026年）2月1日一部改定する。  
この重要事項説明書は、令和8年（2026年）6月1日一部改定する。

この重要事項説明書は、社会福祉法人恒和会が作成した原本に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人恒和会

理事長 中村 雅彦（公印省略）

契約担当者（氏名）.....④